

新設分割にかかる事後備置書類

(会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条に基づく開示事項)

2025年12月1日

東京都杉並区和泉一丁目22番19号
サイバーステップホールディングス株式会社
代表取締役 湯浅 慎司

東京都杉並区和泉一丁目22番19号
サイバーステップ株式会社
代表取締役 佐藤 類

サイバーステップホールディングス株式会社（2025年12月1日付けで、「サイバーステップ株式会社」から商号変更いたしました。以下「分割会社」といいます。）は、2025年8月8日付け新設分割計画書に基づき、2025年12月1日を成立日として、サイバーステップ株式会社（以下「新設会社」といいます。）を新たに設立し、分割会社が運営するオンラインゲーム事業及びエンターテイメント事業（オンラインゲームである「トレバ」に関する事業を除く。）に関して有する権利義務を承継させる新設分割（以下「本新設分割」といいます。）を行いました。

本新設分割に関して、会社法第811条第1項第1号及び第815条第3項第2号並びに会社法施行規則第209条の定めるところにより、開示すべき事項は、以下のとおりです。

記

1. 本新設分割が効力を生じた日（会社法施行規則第209条第1号）

2025年12月1日

2. 会社法第805条の2の規定による請求にかかる手続の経過（会社法施行規則第209条第2号）

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第805条の2但書に定める場合に該当するため、該当事項はありません。

3. 会社法第806条及び第808条の規定並びに第810条の規定による手続の経過（会社法施行規則第209条第3号）

- (1) 反対株主の株式買取請求手続（会社法第806条）

本新設分割は、会社法第805条に規定される簡易新設分割に該当し、会社法第806条の適用がありませんので、反対株主の株式買取請求に関する手続は実施しておりません。

- (2) 新株予約権買取請求手続（会社法第808条）

本新設分割において、会社法第808条第1項第2号の要件を満たす新株予約権はありませんので、会社法第808条の規定による手続は実施しておりません。

- (3) 債権者保護手続（会社法第810条）

本新設分割において、分割会社から新設会社へ承継される債務については、分割会社が重疊的債務引受けを行っているため、分割会社は、会社法第810条の規定による手続は実施しておりません。

4. 新設会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第209条第4号）

新設会社は、本新設分割の効力発生日である2025年12月1日をもって、分割会社から、新設分割計画書に記載された分割会社が運営するオンラインゲーム事業及びエンターテイメント事業（オンラインゲームである「トレバ」に関する事業を除く。）に関して有する資産、負債そのほかの権利義務を承継いたしました。

5. 本新設分割に関するその他重要な事項（会社法施行規則第209条第5号）

分割会社は、2025年11月19日の分割会社の取締役会の書面決議により、本新設分割に係る新設分割計画書及び新設会社の定款に記載の事項のうち、新設会社の設立時の取締役について、佐藤類、緒方淳一及び井上康介の3名から、佐藤類、井上康介、田中世識及び田邊真二の4名に変更する修正を行いました。

以上